

三原市東部共同調理場機械警備業務仕様書

この仕様書は、三原市（以下「発注者」という。）が、当施設の夜間等における防火、防犯等に関する管理業務を機械警備業者（以下「受注者」という。）に委託して行う場合の概要を示すものである。

1 委託業務名

三原市東部共同調理場機械警備業務

2 委託場所

三原市東部共同調理場（三原市糸崎九丁目1番1号）

3 契約期間及び履行期間

契約期間：契約締結の日から令和11年3月31日まで

履行期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、契約締結後、履行期間開始までは業務準備期間とし、受注者の負担で業務実施に必要な機械装置の設置、調整、試験運転等を行うものとする。

4 業務の内容

（1）対象施設の概要

三原市東部共同調理場

（鉄骨造2階建、敷地面積：7,904.14㎡、延床面積：2,821.12㎡）

（2）警備体制等

（ア）警備方式

三原市東部共同調理場の警備業務を機械警備により行うものとする。

※機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるもので、警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を受注者の基地局（機械警備業務に係る受信機器の設置された警備業務対象施設以外の施設）に設置する受信機器へ送信し、その受信機器の表示により警備員が警備業務対象施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

（イ）警備体制

警備業法第43条（即応体制の整備）に基づく広島県公安委員会規則（警備業法施行細則第3条）により、発報受信から25分以内に警備員を警備業務対象施設に到着させることができ、かつ、他の施設と発報が重複した際にも同様に対応できる警備体制が整備されていること。

（3）業務内容

受注者は、警備機器により施設に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに緊急要員を施設に急行させ、異常の有無の確認を行い、必要な処置をとるものとする。また、事故発生の際は速やかに発注者の責任者又は緊急連絡者へ連絡するとともに、後日、書面をもって報告するものとする。

その他、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (ア) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (イ) 警備業務対象施設の異常発見、通報および緊急措置
- (ウ) 火災の早期発見と初期消火の対処
- (エ) 盗難の早期発見と阻止
- (オ) 警備業務用機械装置の正常動作確認、監視および異常発報時の措置
- (カ) 警備業務用機械装置の点検、操作
- (キ) 警報盤（電気設備、給排水設備並びにガス供給設備）より発した異常事態の確認と対応
- (ク) その他、不測の事態の防止と阻止及び、発注者からの要請事項
- (4) 警備責任時間
 - 原則として、監視開始時間から解除時間までとする。
- (5) 警備装置の仕様及び留意事項
 - (ア) 警備装置及びこれに付帯する一切の設備については受注者が所有し、その維持管理は受注者の負担において行うものとする。また、機器に故障を生じたときは、速やかに警備装置の交換等により対応することとし、当該装置を入れ替えるまでの間は、受注者の責任において機械警備に代わる人的警備（夜間巡回、常駐等）等、警備上の安全処置を講ずるものとする。
 - (イ) 窓、ドア等により施設内へ侵入可能な箇所に空間センサー及び開閉センサー等を設置すること。
 - (ウ) 異常情報を感知した場合、光を点滅させて外部へ周知する機械（フラッシュライト等）を設置すること。
 - (エ) 警備装置の開始・解除をカードキー等で行う場合、その数量については発注者・受注者双方協議のうえ、定めるものとする。
 - (オ) 警備装置の設置については、警備業務対象施設に設置してある受信装置と連携を図り、異常のあったときは基地局へ自動送信できるようにし、警備機器の正常作動を基地局においてテスト確認するものとする。
 - (カ) 火災信号は、既設の複合火災受信機盤より出力される火災一斉警報を、通信回線を使用し、基地局へ自動送信できるようにすること。
 - (キ) 施設の改修等により、既設の警備装置の移設及び変更等の必要が生じた場合、それに係る経費は発注者と受注者で協議のうえ、定めるものとする。
 - (ク) 警備機器の正常な機能を維持するため年1回機器の保守点検を実施し、その点検結果について点検報告書を発注者に提供するものとする。
 - (ケ) 履行期間終了後は、受注者が警備装置を撤去して現状に復するものとし、受注者の負担により警備装置の撤去等を行うものとする。
 - (コ) 警備業務施設の機械警備情報を自動的にコンピュータ等に記録・保存でき、必要時に提出・報告が可能であること。
 - (サ) 警備装置の配置及び数量については、別添平面図を参照に設置すること。

5 警備装置の取扱説明

警備装置設置後は、速やかに担当者と日程等の調整を行い、適切な警備が遂行出来るよ

う施設職員を対象とした取扱説明を実施すること。

6 鍵の管理

- (1) 預託された鍵の管理は厳重に行わなければならない。
- (2) 警備上必要な鍵・カードキー等は、発注者及び受注者が相互に預託するものとし、善良な注意をもって管理を行うものとする。
- (3) 履行期間終了後については、双方とも速やかに返却を行うものとする。
- (4) 紛失又は破損した場合、発注者に報告し原状回復の負担をするものとする。

7 警備報告

警備実施事項（機械警備における非常通報を含む警備上の異常の有無を記載したもの）を毎月1回発注者に報告すること。

8 損害賠償

受注者の故意または重大な過失により、発注者、第三者及び工作物その他備品に損害を与えた場合は、その全てについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。ただし、次の事項については免責とする。

- (1) 天災地変等その他不可抗力による場合。
- (2) 警備装置が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責任とならない理由で、通信が行われない状態であった場合。
- (3) 発注者の責任となる理由で、警備装置が正常に作動しなかった場合。

9 業務の引継ぎ

受注業務の解除または終了に伴い、次期業務受注者が決定されたときは、受注者の責任において、次期業務受注者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、発注者が必要と認める期間内に良心的に受注業務の引継ぎを漏れなく行うとともに、必要な資料等をすべて提供するものとする。

10 提出書類等

受注者は警備業務履行にあたり、警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する書類を発注者へ提出することとする。

(1) 業務計画書

警備業務実施に先立ち、発注者と協議のうえ作成し、次の事項を記載すること。

- (ア) 本警備業務の履行に関して業務を統括する業務責任者名及び警備体制などがわかる緊急連絡系統図
- (イ) 警備装置の設置箇所、種類及び仕様、配置図等の警備計画
- (ウ) 基地局又は待機所から警備対象施設までの路程及び移動時間
- (エ) その他施設管理担当者が指定した事項

(2) 警備対象施設に出入りする警備員の名簿

(3) 業務報告書

各月の警備業務の提供が完了したときは、任意の様式の「警備業務月別結果報告書」並びに「機械警備報告書」を翌月の5日までに提出するものとする。

11 準備期間

契約締結後、速やかに本業務にかかる警備装置等を設置すること。履行開始日までに当

該装置が設置できない場合は、受注者の責任において機械警備に代わる人的警備（夜間巡回、常駐等）等、警備上の安全処置を講ずるものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、両者が協議して決定するものとする。